

遠隔手話サービスを実施します

本市では、聴覚に障がいをお持ちの方等が、ご自身のスマートフォンやタブレットを利用して、ビデオ通話で市の専任手話通訳者と会話することができる遠隔手話サービスを実施します。対面する必要なく会話することができますので、感染症流行時や緊急時などに安心してご利用いただけます。

【利用対象者】 市内にお住まいで、聴覚に障がいをお持ちの方等

【サービス内容】 ご自身のスマートフォン等を利用して、Skype（スカイプ）のビデオ通話機能を用いた遠隔による手話サービスです。

【利用時間】 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日：午前9時00分～午後5時00分まで
水曜日：午後1時00分～午後5時00分まで

※祝祭日、12月29日～1月3日の年末年始を除く

※利用時間内であっても、手話通訳者の不在等によりサービスの提供ができない場合があります。

【利用料】 無料

※サービスの利用にかかる通信料は利用者の負担となります。

【利用方法】 利用する際は、事前に利用登録が必要です。

別紙「甲府市遠隔手話サービス利用規約」をご確認のうえ、ご同意いただける場合は申請書に必要事項を記入し、FAXまたは電子メール等により障がい福祉課へ提出してください。

また、下記の手順で、ご自身の端末に設定をお願いします。

- ①ご自身のスマートフォン等に無料アプリのSkype^{スカイプ}をダウンロードする。
- ②無料アカウント作成：Skypeを起動し「新規アカウントを作成」からアカウントを作成する。（Skype名（ID）、パスワードをメモしておく）
- ③サインイン：Skypeを起動し、Skype名（ID）、メールアドレスまたは電話番号を入力し、パスワードを入力する。
- ④Skypeを起動し、連絡先⇒検索⇒「QRコードをスキャン」をタップ⇒下記QRコードをスキャン⇒「甲府市障がい福祉課」を連絡先に追加する。

※申請書を障がい福祉課窓口へ直接提出される場合は、その場で登録しますので、使用する端末をご持参ください。

※利用登録申請書に基づき、障がい福祉課で利用登録完了後、利用開始となります。



Skype の QR コード

問い合わせ先：甲府市 福祉保健部 障がい福祉課 相談支援係
FAX：055-237-5299 電話：055-237-5240
[メールアドレス：sgaihuku@city.kofu.lg.jp](mailto:sgaihuku@city.kofu.lg.jp)